

第 11 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H20.12.19(金)14:30 16:00

場 所：議会棟 6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11 名）、執行部、事務局

資 料：第 11 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料 1 「これまでの確認事項（案）」に対する現状と考え方及び留意点

資料 2 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集（パブリックコメント）（案）

検討会議事録 概要版

委員：ただいまから第 11 回議員提出条例に係る検証検討会を開催いたします。

11 月 26 日の第 10 回検討会では、第 3 条の県の責務については現行の規定のとおりとするとともに、これまでの委員間討議に基づく討議結果について確認を行いました。その後、執行部から討議結果に関する事項についての現状の運用状況に関する説明を聴取いたしました。

本日は、前回、各委員からいただいた意見を踏まえ、執行部から改めて討議結果に対する県の考え方について資料を提出の上、説明を求めることとなりました。

なお、本日の第 11 回においては、執行部からの説明等の聴取、執行部説明についての質疑、積み残しの論点となった罰則を設けるかどうかについて、条例改正についてのパブリックコメントの募集について、を行うことといたします。

なお、その後、検討会終了後、今後の進め方等について委員協議を行いたいと思います。

また、本日の検討会で議論の結論を得られましたら中間取りまとめという形にしたいと思います。

では、円滑な議事進行に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、資料 1 により執行部から説明を聴取いたします。あわせて罰則規定の必要性等について意見を聴取いたします。執行部、お願いします。

執行部：第 10 回の検討会でも議論の中で執行部側の考え方を文書として提出するようというご意見もいただきましたので今回、資料 1 という形で執行部の考え方を現状と、そして考え方と留意点という形で整えさせていただきました。説明をさせていただきますのでどうぞよろしく申し上げます。中身の説明をするのは担当からいたしますのでよろしく申し上げます。

執行部：（資料 1 について説明）

委員：今回の執行部からの現状等の聴取は、あくまで検討会における議論の中間まとめについて、執行部から現状等を確認、聴取するためのものであります。委員各位にはこの点ご承知の上、質疑をいただくようお願いしたいと思います。

ここでの執行部に対する質疑は、30分程度を目安として行いたいと思いますのでご協力をお願いいたします。先ほどの説明等について、委員からのご質疑がありましたらお願いいたします。

委員：2点、3点です。まず、4ページですけれども、法律で有害成分の基準がない普通肥料や特殊肥料については、条例上の基準をあてはめて安全性を確認する必要があるということなのですが、その場合、法律の基準をあてはめるという考え方はできないのかということの確認です。それが1点。そうすればその場合の以降の、いわゆる「おでい肥料」の法律上の基準と同じ基準をあてはめるので齟齬は生じなくなり、そういう意味でも法律の基準を特殊肥料等にあてはめるという考え方はできないのかということが1つ目です。

それから6ページの方なのですが、地域の環境保全の観点についての運用申入れについて、私どもの検討会の方でも、例えば間伐材という話は出しているのですが、間伐材以外の観点の別のもので何かこう、地域の環境保全の観点というもので検討はされたのかどうか。今回、回答といいますが考え方をまとめられるに当たって、間伐材のことはよく分かったのですけれども、それ以外のものでどのようなものがあるかということは、私の方も出していないのですけれども。

それと3点目は、罰則のことに關してです。3年間やってきた中で問題がなかったからというようなことも理由の1つに挙げられているのですが、それというのはどう言ったらいいのでしょうか。本当にそれで大丈夫だということになるのかと。もう少しこの辺りの考え方を説明していただきたいのですが。以上3点です。

執行部：ご質問の1点目の、例えば特殊肥料なりに「おでい肥料」の基準をあてはめて運用することができないかどうかということでございますけれども、これにつきまして確かに肥料の中で「おでい肥料」について、安全面が一番厳しく基準を設けて取り締まられているということがございますので、その基準にあわせれば安全であるという考え方もあるのではないかと思います。

しかし、「おでい肥料」の基準を特殊肥料にそのままあてはめて安全だと言えるのかどうかということについて、我々として今の段階では知見がございませんので、申入れをいただいた時には、そのまま「おでい肥料」の基準を特殊肥料にあてはめて運用することが可能かどうかというその方策も含めまして、検討させていただくことになるのではないかとこのように思っているところでございます。

それから2点目は、間伐材以外の観点はどうかということでございますけれども、我々も検討会の議論を聴かせていただきまして、間伐材についてご議論があったということでお答えを差し上げた上で、他に何かないのかということでも少し考えてみたところではございますが、今の段階でこれということは申し上げられる状況にないというところでございます。

それから3点目の、3年間で問題がなかったということの考え方をもう少し詳しくということでございますけれども、フェロシルト問題を受けまして、フェロシルトの

認定申請の際には非常に問題があったということで、不正行為に対する抑止力というものも当時かなり考えさせていただいた中で、現在の制度になっているところがございます。

そのような中でほとんどの生産者、事業者の皆様方は正直に申請をしていただいているということが、実際に運用を行っている中での感想といえますか、我々の感覚でございます。その中で、むしろ厳し過ぎるというようなお話の方がよく聴くところがございます。あえて過料なりの規定を設けて、さらに抑止力を増すというところまで必要性があるということではないのではないかということでございます。以上でございます。

委員：1点目のことについて少し私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、お伺いしているのは、条例上の基準をあてはめて安全性を確認する必要があるというようにお考えなのですが、ここはその法律の基準をあてはめて安全性を確認するという、法律の基準を運用上適用するというのではなく、なぜ条例上の基準をあてはめなければならないのか。このところを確認させていただいているのですが。

執行部：法律上の基準が、そのまま特殊肥料にも適用されているものであれば、それをそのまま使うということが考えられるかと思いますが、法律上その特殊肥料には基準をそのままあてはめるといっていい中、基準がないものにつきましては、基本的には条例上の基準をすべて満たしていただくという運用をさせていただいていることから、直接「お得意肥料」について基準があるので、特殊肥料についてもその基準で良いということをお答えできないというところがございます。

ただ、先ほど委員がおっしゃられたように、肥料の中で「お得意肥料」が一番厳しく行っている中で、それを他のものにも適用するという考え方はとれないかどうかということにつきましては、専門家等の意見も聴きつつ検討させていただく中の一つの方策であろうというように思っております。

委員：今の運用からいけば当然、規則で土壌環境基準に照らすという条例上の規定しかないで、今の運用からいけば、条例の基準をあてはめて安全性を確認する必要があるということはそのとおりなのでしょうね。ただ、その運用に対しての申入れなので、今後検討していただく中でリサイクルに努めていくという観点からいった場合に、既に法律で基準があるならばそれを準用するという考え方も良いのではないかと思います。

と申しますのも、罰則については今3年間不正な行為がないという性善説ですよね。ほとんどの申請者の皆様はきちんと正確な、不正な行為ではなくて適正に申請をしていただいているという前提に立って、今、罰則については必要がないという考え方に立たれているというこの考え方と、法律で基準があるのだけれども、それよりも高い安全性を求めなければいけないというここに対する考え方、その辺りがどうも環境森林部、県の方としては、私はどうもちくはぐなところがあるのではないかと思います。

あえて罰則のことについては、この後議論していただくわけですが、私は少し支障がありまして今日は先に失礼させていただくので申し上げます。

この罰則規定そのものは、どちらかといいますと申請者に新たな負荷を与えるというよりは、やはり将来的に時間が経てば、悲しいかなフェロシルト問題ということも風化してしまう部分があるのです。ずっと言い続けていただいている方がいらっやっていたらと風化もしないのですが。そのような未来永劫というわけではないという中で考えると、やはり今回の情報公開条例の改正ではないですが、執行部にとっての転ばぬ先の杖という考え方もあるのではないかと思います。

この辺りについては、私ども検討会でも、検討会としてこの条例の罰則規定を設けるかどうかということは、最終的にはやはり執行部が判断するところだという一定の議論の結論は出ているのでそれで良いかと思っているのですが、その場合やはり執行部としては先ほど私が申し上げたような、将来の我々の後世の世代の執行部の皆様が転ばぬ先の杖という観点で必要かどうか。特に今回、私どもが提案している過料等の規定については、検察庁の協議も必要はないというように聴いておりますので、そういう観点で改めて執行部として検討していただきたいということを思います。以上です。

委員：はい。他にございませんか。

委員：遅れて来てすみません。少し確認を2点ほど。1つ目の1ページ目です。これは条例の改正案として、特別管理廃棄物を入れないというようなことを条例に入れよう。ところが、執行部の方の考え方としては、今は条例によって特別管理廃棄物は抜いています。しかし、安全性を確保したら再生資源として認定対象とします。だから、条文はこれまでどおりにしていかなければいけないということがここには書いてあるのですよね。ということは、今回の改正しようという話と真っ向から反対のことを言っているというように私は読み取れるのです。それでは、現に特管で無害化されて製品化しているものが、私はないと思っているのですけれどもあるのかどうか。

それから次に、8ページの流通の話です。前回の時には、執行部の皆様の意見として私が理解したのは、流通は、リサイクルのいわゆる認定委員にはなじまないのではないかと書いていたように私は記憶しているのですけれども、今回の考え方ではそれも有効だと。ただ、その場合には、今度は生産者の申請時の負担がなるべく増えないような運用方法を検討する必要があるというようなことなので、考え方が変わったのですねということを確認したいという、この2点です。

執行部：まず1点目でございます。これは前回も私の説明不足な部分がございます、なかなか再度説明させていただく中でも更に分かりにくくなって恐縮でございますけれども、現在でも特別管理廃棄物を原材料としたものについては、規則で除いていますので、対象となっていないという中でそれを条例化していただくことに関しては、その条例の安全面を重視しているという姿勢を示していただくということで、非常に有効なことだというように考えております。これが大前提でございますけれども、その

中で再生資源となる以前に、ずっと前といえますと変ですけども、以前に特別管理廃棄物であったものを処理して無害化されているものを再生資源として使って製品にする場合は、今の運用の中で対象としておりますので、それについては今後も同じように運用できるようになるというように考えておりますが、念のため書かせていただいたというものでございます。先生がおっしゃられた、特別管理廃棄物を原料としてそのまま使って製品にして無害化しているというものに関しては、現在認定しているものはございません。ございませんということが現状でございます。

2つ目の流通の認定委員の関係でございますけれども、前回説明をさせていただいたところでは、事業者さんの努力に対して直接、産業支援センターなりの支援制度を使っていただくということが、流通の拡大に資するのではないかとということで説明をさせていただいていました。その申入れの趣旨として、県としても認定委員に流通の面でもご意見をいただいて知見を深めていくべきだという趣旨だというように前回もご指摘をいただきましたので、その趣旨を踏まえまして再度検討させていただいた結果、認定基準の中に直接流通の面がございませんので、流通するかしないかで認定するしないということには直接繋がりませんが、流通面での考え方ご意見をいただくというのは、県にとっても有効であろうということで、今回の資料のようになっているということでございます。以上でございます。

委員：今の説明が私は本当に非常に分かりづらいのですけれども、これは文章が悪いのかも分かりませんが、溶融スラグは特管ではないでしょう。これはなぜこのような書き方になるのですか。

執行部：申し訳ございません。特別管理廃棄物を含む灰などの処理をして溶融スラグになっておりまして、それは無害化されているのです。それを原材料とするものについては、OKですというものが今の制度でございます。ですので、製品としてみると無害化された溶融スラグを使って製品を使っているのではOKだということなのですが、仮に溶融スラグそのものを製品として、原材料が特別管理廃棄物を含む灰ですと言われると、それは特別管理廃棄物からつくっている製品なのでだめですというような形になっております。

委員：そうか。

執行部：ええ。無害化したものを原材料とする場合にはOKという形になっておりますということで、念のために書かせていただいているものでございます。

委員：理解しましたか。

委員：理解しました。それともう1つ、2点目の話では、ここの考え方は私もややこしいと思っていたのです。新たな問題が出たとこの前は認識していたのですが、確か元々のこの条文に入っていた流通という言葉は、委員の方から、これは要するに広めていくという観点から、そういったところの知見も活用しなければいけないのではないかとということが元々は入っていたのだという説明をこの前聴いて、ああ、なるほど、と思いつつながら、それでは実際に認定しようとした時に、説明にあったようにこれが流通

するかどうかは認定の判断になるかという判断にならないのですということをはっきり言っていたのですよね。そうなると入れてしまったら、今度はここに、この最後の3行が非常に遠まわしながら、嫌よと言っているように読めるのです。

要するに、負担が増えないような運用方法を検討するとあるもので、そのようなものを入れると流通するかどうかの判断までやっていかなければいけないので、そのような市場の関係のものも認定の1つの要素として入れなければならないかもしれないから、負担増になるのではないかということが言いたいということですか。

執行部：そういったことではなくて、やはり認定の一つの基準として流通するかしないかということは、そういった意味では前回の説明のとおりで難しいかというように思っておりますけれども、前回にご意見もいただきましたように、リサイクル製品を普及させるという観点で、つくる人が本当に流通しないようなものをつくって認定したというのではやはりいけませんので、そこについては流通関係の専門家の方を呼んで意見は聴いた方が良くだろうというご意見をいただいて、県の執行部としては検討した結果で、そういう方向で県としても一度検討しなければいけないのではないかということです。

ただ、検討するに当たっては、県が勝手にこの品物の流通はどうでしょうと認定委員の先生に聴くということもまた根拠のないことになるので、一定の生産者としての考え方を様式といいますか、ある程度は考え方をまとめていただかないと、そもそも意見を聴くという行為に入れないと思うのです。その辺りは、執行上の問題として何か工夫をしなければいけないのではないかというようなことを、様式なども少し考えていかなければいけないのではないかと。ただ、それが実際にまたそれで生産者が負担増になるというような感じになっていけませんので、その辺りを兼ね合わせて考えていかなければいけないという趣旨で少し文章を整理させていただいたつもりです。

委員：はい、ありがとうございました。

委員：他にございませんか。

委員：今のことと関連してなのです。こちらの検討の中では明文化されていないのですが、認定委員と推進委員ということで、推進委員というものは今までにはないのですけれども、別につくるという考え方というのはどうなのですかということをお聞きしたいのです。

認定と推進というのは、切り離せないものなので別に推進委員を設けるといのはいかがなものかというように考えるのか。市場調査というような話もありましたけれども、どのように販路を拡大していくかという、もっと積極的な推進という立場の推進委員というものを別途につくるということで、認定委員というどうしても安全性の確保といいますか、そここのところが中心になるので、別の委員会のようなものを、委員というものをつくるといふことについてはどうお考えですかということをお一つ質問したいのですが。

執行部：前回ご指摘をいただきまして、県としても認定リサイクル製品全体としての流通をどのように考えていくかといったような観点から認定委員に加わっていただきまして、ご意見をいただいてそれを活かしていくということが重要であろうということで、今回ご説明をさせていただいております。推進委員というイメージにもよるかと思いますが、実際に推進のために努力をさせていただくのは県の方になるかと思っておりますので、外部の方に推進をしていただくために委員を認定するというよりは、ご意見をいただきながら県としてどのような方策がとれるかといったことを考えていくことにならないかというように考えております。

委員：県の方もやはり努力はあると思うのですが、そこに推進委員ということで更に専門的な学識経験者を入れてはどうかという考え方なのですね。それは今、執行部の方にお聴きするというよりは、もっとこちらの方での議論をしてからの話だと流れとしては思うのですが、今、直接こうしてお聴きするのはいかがなものかとも思っているのですが、どうしても認定と推進を絡めてしまうと、生産者への負担がかかってきたりというような部分があるので、認定と推進は切り離せないのかというようなことを今もずっとお聴きをして考えておりました。

委員：少し私の方から申し上げたいと思うのですが、せっかく条例上、認定委員の皆様は、生産や流通あるいは環境汚染であるとか専門的知識を持った方を任命されるわけですね。個々の製品を認定するに当たって、その時に認定するに当たって流通するかどうかという意見を聴くということではなくて、今、委員がおっしゃるように、せっかく認定した製品でありますし、流通にかかわる専門家もいらっしゃるので、認定委員の意見をお聴きになったらいかがでしょうかというような趣旨だと思うのです。ここでは聴かないとおっしゃると、それでは推進のための委員をつくったらどうですかというような意見になるのではないかとというように思うのです。私どもが申し上げているのはそのようなイメージなのです。

委員：それは、こちらが改正に関してまとめた事項の中にそういう形が入っていなかったもので、そのような答弁をしていただけないということなのですね。

執行部：すみません。今、委員がおっしゃられた趣旨を受けまして、認定委員の中に流通の専門家を入れられないかということで今後、検討させていただくということでございます。現状といたしましては、申入案という形でそれについて懸念の点も教えてほしいという趣旨ではないかと思っております。細かいところも全部書いてございますけれども基本的には有効であるというように考えておりますので、そちらの方向で考えさせていただければというように思っております。

委員：はい、分かりました。

委員：他にございませんでしょうか。

委員：正直このようなご意見があるというのであれば、もっと我々の論議のところにいるとやり取りした方が良かったという思いが一層いたしました。せっかくまとめて申し入れてもこうだと言ったら、せっかく論議したのは何だったのかという思いもい

たします。

それから、私たちは実態も流れも含めてよく分からないのだと思うのです。ですからやはり向こうには専門家もいるのですから、そういう意味では私は論議の途中でも言いましたように、そこまで議会が深入りしなければいけないのかという思いが一層いたしました。

個々に入る問題とは違って、私がやはり大原則を押さえておいていただきたいと思うのは、こと環境とか公害という問題については、よく言いますように疑わしきは罰すというように、やはり事前のチェックや検証などということを二重三重に本当に行っていないといけなのではないかと思えます。昔はダイオキシンなどというようなものができるはずがないといいますが、想像すらできなかったようなものが今日の主力の形になってきたり、それから溶出試験の問題も前にも指摘しましたし、それから同じものを対象にしても検査機関によって結果が違ってくるということはたくさんありますよね。

ごく最近でも大矢知は、県が調査したら、大丈夫ですよと言って、排水の管理だけをしておけばいいですよ、などというようなことを言っていたら、住民が指定して、住民の皆様がここを掘れ、ここをやれ、と行って検査したら、これはやはり危ないという話が出てきて、今また新たな問題になってきていますよね。

ですから私はやはりそういう意味でも、今までも廃棄物の処理場のところで随分と過去にも議論したことがあるのだけれども、1回チェックしてこれは良いですということになっても本当に何が出てくるのか、入れられてくるのかということとは分からないという問題があるわけです。フェロシルトのサンプルの変えた問題なども含めて、やはりそこは本当に二重三重のチェックが基本的にはとても大事なのだと思うのです。

その意味で私はもう一言言いますと、認定委員の選定に当たっても、私はやはり今の先生方が、誰がだめとか誰が企業寄りというようなことを言うつもりは、もちろんそのような材料も全くないわけですがけれども、やはり公正という言葉で言うならば住民、産廃などの場合には特に被害を受けているという問題が特にあるわけですから、そのような形で厳しく行政に物が言えるような認定委員なり、あるいは化学者なりというところが本当に大事なのではないかというような思いがしています。感想です。

委員：はい。それでは、以上で終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、執行部からの説明聴取はこれまでで終わらせていただきたいと思います。執行部には退席をお願いします。

次に、残る論点は罰則規定を設けるか、あるいは設ける必要はないかについてであります。

なお、ここで念のために申し上げておきたいと思えますけれども、これまで議論をしてまいりましたことは、仮に罰則規定を設けることとする場合には、虚偽の申請を

行った者に対して罰則を科するかどうかという議論であったというように思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

この罰則規定については、条例を所管する担当部の意見も参考として聴取し、その上で議論を行うこととしたものであります。

では、ここで前回までの議論及び先ほどの意見聴取を踏まえて罰則規定について改めて議論をいたします。罰則規定は設けるべきか、設ける必要はないか、委員各位のご意見をお聴かせいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

委員：少し質問させていただいてもいいですか。とても基本的なことなのですが、虚偽の申請をした時に、それで何か被害などが出たら、それはこの条例以外のところで法的に罰せられるのですよね。

委員：はい。今ご説明があったと思えます。

委員：もちろんそうですね。

委員：私は設けるべきではないという意見ですが、フェロシルトのような事件が実際にありましたので、やはり意識をしてそういう方向に思いがちにどうしてもなってしまうことだと思うのです。

しかしながら、これまでの意見の繰り返しになりますけれども、リサイクル製品利用推進条例というものの趣旨は、やはりリサイクル製品の利用推進というものを目的とする条例でございますので、今、委員の他の法律などで規制されるのかというお話もありました。そして執行部のお話もあって、他の法律で個別法による規制もあるということの紹介もありましたように、その部分はそこに頼るということで、やはりそもそもこの条例をつくった趣旨がそういうことでございますので、そこまでは馴染まないというような思いで私はおります。以上が意見でございます。

委員：他にございませんでしょうか。

委員：これはやはり入れておいた方が良く私は思うのです。入れておいたら何か不都合があるかということはないですね。

それから、他の法律で全部罰せられるかということ、あれだけ大量にフェロシルトというような場合にはあるけれども、部分的な少量のものであればといったようなことなども含めて、いわゆる例えば廃掃法などが適用されるかどうかという辺りも、これはなかなか実施をしないと難しい問題でもありますから、予防的なということも含めて入れておいても良いのではないかといいですか、特にこれがフェロシルトで問題になってきたということから考えても良いのではないですかという思いです。

リサイクルが利用推進だということは、それはそれで結構なのだけれども、リサイクルではないものは利用推進したらいけないわけですから、これはやはりそういうこともやられてきたらどうかということも含めてどうなのでしょう。入れて良いと思えます。入れてまずいということはないと思えます。

委員：他にいかがでしょうか。

委員：確か罰則は、前の議論の時には、ほぼ全員が要らないということで委員だけが入れ

ようという話だったと私は理解しているのですけれども、それは本来、議会がそこまで立ち入ることではないということで、私は確か委員が言われていたような気がしていましたが。今日も委員が最後に、罰則はそういうことで、もう入れなくても良いと発言されたので、私は全会一致でもう罰則は入れないという話だと思っていたのですがどうですか。

委員：はい。それでは少し今までの議論を踏まえてまとめさせていただきます。

本条例は、リサイクル製品の利用推進条例であり、罰則を設けるのは馴染まない、あるいは認定に当たって付された条件に違反をした、あるいは是正又は勧告に従わなかったなどにより取消された場合には公表されることとなっており、それによって十分に社会的制裁を受けるからといった、罰則を設ける必要はないとの意見が説得力のあるように私は思いますし、現在そのような意見が多かったのではないかとこのように思っております。

この論点については、議論が平行線となり、現場に携わる執行部との意見等も聴取した上で、改めて議論することになったものであります。

そのために、前回及び今回、執行部の意見を聴取いたしました。そして、先ほど聴いたとおり、改正した条例が適切に機能していると考えことから、執行部としては、今、新たに罰則規定を追加する必要があるとは考えていないとの意見でありました。

もし今後、やはり罰則が必要であるという県民の声が高まるなどといったことがあれば、その時改めて議論すべきではないかというように私は現在思っているところであります。今の時点で罰則を設けるべきだという議論が熟しているとは思われないというように思います。

今回、この検討会においては罰則を設けることとはしないという結論でいかがでしょうか。(異議なしの声)

はい。ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

委員：すみません。少しいいですか。

委員：はい。

委員：なぜそうなるかという理由の中に、推進条例だから、推進が目的だからというところが少し引っ掛かるのです。というのは、私はとても推進ということが大事だと思っているのです。推進していくためには、安全性の確保というのは絶対に要すると思うので、推進条例だから安全に係るところの罰則は要らない、推進条例だからという理由はとても引っ掛かるのです。引っ掛かるのが私だけでしたら別にいいのですが、私はそういう考えがありますということだけ少し述べさせていただきます。

委員：意見として聴かせていただくということで、すみません。分かりました。

委員：すみません。お願いします。

委員：それでは最後に、条例改正のパブリックコメント募集についてですが。

委員：少し確認だけさせてください。くどくて申し訳ないです。私の理解ができていなかったのか申し訳ないですけれども、その前に1つだけ確認させてください。

委員さんが聴かれた、先ほどもおっしゃられましたが、この6条の特別管理廃棄物の解釈なのですけれども、これまで話をしてきた経過の中で私が解釈していたのは、元から絶たなければいけないという意味で解釈をしていて、特別管理廃棄物となったものについてはいくらその経過の中で無害化されたものであっても、それを使用したらもう良くないというようにここで話をしていたと解釈していました。

そうするとそれはもう違うのですね。私の間違いだったのですね。くどくて申し訳ないです。

委員：特別管理廃棄物はリサイクル製品に使ったらいけないわけですが、無害化したものについてはもう既にその段階で特別管理廃棄物から外れるという解釈の上で現在は運用されているわけです。

委員：それもいけないというのが、私はこの条例の条文を整理して撤去するという意味だと思っていたのですが、それは違うのですね。分かりました。違うのですね。

委員：はい。

委員：スラグの例で考えてもらったら、今。

委員：スラグの例で言われたのですけれども、私はそれもいけないというように。

委員：それはもうこの特管から外れるということ。

委員：その段階でね。元から絶たなければいけないという理屈かと思って、それも含んでいけないという制度にしないという話だったと思ったのですけれども、解釈の間違いであったということで、それさえ確認できればいいのです。そういうことですよね。

委員：はい。現実に行っているわけですので、それはそれを認めるということで。

委員：現実運用上に行っていることが、それはいけないからここまで徹底しなさいという話だったと思ったのですけれども、違うのですね。

委員：規則で規定されているものを条例できちんと制定するということだと思うのですが。

委員：執行部がいるから聴いておきますけれども、特別管理廃棄物なども含めて溶融炉等にかけて廃棄物処理センターなどでもガス化溶融しますよね。

しかし、無害化というのはやけに気になる言葉ですが、一定のそれこそ様々な重金属等の濃度が異常に高ければ、あるいは完全にガス化溶融できなかったというような場合にも、それは無害化されました。あれは基準より少し下がったら無害化という。ですからそういうものも含めて、ここは危ない規定だというように私は思っています。

ですから溶融スラグそのものがガス溶融炉から出てきたら、これはもう完全に良いですということになるのかと。ダイオキシンなどでも、廃棄物の焼却炉から出てくる場合でも3ナノグラムを下がったら埋め立てても良いのです。3ナノを上がったならこれはだめですというようなことになって、ガス化溶融炉に持って行ってからやらなくてはいけないということになるので、ですからそれを単純にガス化溶融にかけたらそれでもって完全に無害化されたというように無害化と言って良いのかどうか、それを確認しておきます。

委員：執行部、すみません。ちょっと答えてもらえますか。

執行部：ちょうど溶融スラグのお話が出ましたので、溶融スラグにつきましては先ほどの説明の中にもありましたとおり2年ほど前にJIS化されました。その中には重金属の溶質、それから測定頻度、含有も含めて非常に厳しい形になっています。

当然、委員がおっしゃいますように、特別管理廃棄物を無害化処理するということに当たっては、それを廃棄物として処分するという場合には判定基準等を使うことになりまますが、仮に製品として使うということであれば、さらにその上での安全確認というものが必要であるというように考えています。

委員：ここにある一切の例外はという、これもまた難しい規定ですね。一切の例外は排除すると書いてあるけれども、その範囲の問題というのも難しい問題ですね。ですからそういう形でいきますと、今先ほどのところは少し認定対象となるような条文をどのように入れるかというのは難しい問題と違いますでしょうか。

それから無害化というのも、一定の基準をクリアすればそれで無害化といったらいけないと私は思いますし、また自然で、また高くなってくる可能性もありますし、合成されるしという、その辺りではものによっても違うのしょうけれども、一律に特管でも無害化したら良いのだというように言ってしまうと、これは怖いという思いも一面にはします。

委員：今、委員が言われた話のとおりで、例外を設けないというのは書きすぎだったと思うのです。そういうことなのです。言われているように溶融スラグで入っているのに、特管のくずは入っていると。溶融スラグが別に害があるものではない、その基準はありますということなので、変な言い方ですけども、規則の書いてあることを条例にもってきたらそれで済む話なのですよ、これも。規則だといけなくなっているのですから。それが条例のところへ一緒の内容のものがきたら一緒になるという話で、我々の書き方が執行部に対して誤解を招いたものでこのような回答になっているということだと私は理解しました。言われたとおり、例外を設けないは少し書きすぎだったのです。

委員：とりあえず今は中間まとめのような感じなのですが、条例改正案をきちんとする時には、今議論していただいておりますことも含めてきちんと整理をして条文にして、改めて皆様と議論させていただくことにさせていただきたいと思います。そのようなところでよろしいでしょうか。（委員了承）

はい。それでは改めて、条例改正のパブリックコメント募集についてですが、1ヶ月の期間を設け、意見募集をすることといたしたいと思います。その後、寄せられたパブリックコメントを参考として議論した後、検討会の最終結論及び改正条例案等の決定、その後提出という流れで進める予定であります。このパブリックコメントの募集については、本検討会のホームページで資料2のとおり公開いたします。

資料2について事務局から説明をさせます。事務局、説明願います。

事務局：(資料2について説明)

委員：今、議論されていた、例外を設けませんというところは消した方が良いでしょうか。そのように整理し直していただけますか。

それでは、資料2のとおり約1ヶ月間、募集するということがいかがでしょうか。
(委員了承)

委員：結構だと思うのですが、パブリックコメントというのは、ごく一部の人がしか実際には見ませんし、利用しませんよね。実際、どれくらいの効果を狙うのですか。

私は今まで気になっていたのですが、パブリックコメントというものを今までやったものは全部数字拾ってくださいと言ったのです。全然なくて0というものもあれば、1件というものもあれば、ところが当局はそのようなものもあるのにパブリックコメントもいたしましてというように言うわけです。パブリックなどと言って、いかにも県民すべての意見を聴いたみたいなの。

ですからこれは、意見を聴くのは結構なことですが、私はそのことだけではなくて、私が先ほど少し言ったように、例えば今、産廃問題などで大変もめている案件というのはたくさんありますよね。それで廃棄物の「みえネットワーク」などというものを弁護士さんが中心になってやりながら、県ともいろいろやりあっているところもたくさんありますよね。むしろそのようなところの意見を率直に聴いたらどうなのかという思いが私はするのです。

ですからそのようなところに結構それこそ住民の立場にたつ学者、研究者がいて、それはそれでまた場合によって、そのような人たちがパブリックコメントをしてくれたら一番良いですけれども、あるいは大いに反論があるところは反論もしてもらいたいというような。そのような格好でやるのが、やはりこういう問題でももちろん性悪説にたってリサイクルするのは何か悪用しようとしているみたいな格好でいけませんけれども、しかしこの間、私は良いことを聴いたと思いました。行政というものは企業に対しては性善説に立つのですが、個人に対しては性悪説に立っているというような形で言われていました。

やはりですから本当にそのような人たちの意見もうまく聴けるような、そういう機会もつくっていきながらパブリックコメントをやってほしいと思います。そういう形でないと、それこそ何か公正な意見が聴けるかどうかというのは少し心配だという気もします。以上です。

委員：やはりそれは関心があるかどうかで、前のもので一番パブリックコメントがあったのは300件近くきている条例もありました。ですから条例の関心というような話で、リサイクル関係者の方が見てこれは、というようなことであればそういった意見も出てくるであろうし、今私たちが議提条例をつくった中で、様々にやってきたこういうパブリックコメントというような中でやってきていますので、しかもこれは見直し案の話であります。新たにつくるというような時には、確かにもっと関係団体といったところとの意見交換もしたりとか、そのようなことも今までやってきました。

見直しの今回は、通常のルールにのっとってパブコメを出して、広く県民から意見

を募集するというところでさほど私は問題ないと思うのです。どうですか、皆様。

委員：はい。私もそれで同意です。

委員：はい。今の委員からご意見のありましたことについては、一番最初の段階で条例制定などについて、手続き的には今、規則なり何なりを決めていただいているわけですが、少し見直しをというご意見もいただいておりますので、ここで議論することではなくて、代表者会議なり何なりの場で手続きに何か少し加えることがありましたら議論していただくということの方に送らせていただくということで。

委員：私は条例の性格からここで決めて良いと思うのです。新たにつくるような場合は、本当にいろいろな団体とやはりいろいろな意見を吸い上げられませんか。

委員：結果を見てからで良いのではないですか。

委員：この検討会では、手続き的に従来とコロッと変えるという意味ではなくて、新たに条例を制定する場合にどのようにするのかというようなことについて、手続き的には今決めていただいているわけですが、もう少し何か加えることがあるのでしたらそのようなことについては、改めて代表者会議なり何なりで議論していただくということにさせていただきたいと思います。

それでは今日は皆様方にご意見をいただきましたように、パブリックコメントにかけさせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

それではこれまでの議論について、前回の資料1のとおり中間取りまとめという形で、すなわち中間案といたしたいと思います。この中間案については、前回の検討会で委員各位のご同意をいただいたものであります。

さらに、前回また今回の検討会における執行部からの現状等聴取を踏まえ、条例の運用について知事への申入案を作成いたします。この申入案の作成については、一任いただき、次回以降の検討会で委員各位にお諮りしたいと思います。

本日の議事は以上であります。本日の検討会はこれで終了いたします。

なお、この後、委員間で今後の進め方等について協議を行いますので、委員以外の方は退出願います。

委員：少しその前にすみません。

委員：はい。

委員：資料としてまたお願いしたいと思ったのは、一切の例外を除くということと関連して、今先ほど聴いた、特別管理廃棄物で元々のものはそれこそ特管だけれども、それが無害化されてという言葉を使っているけれども、それは今、溶融スラグの話为例で挙げたけれども、どのようなものがあるのか。そもそも特別管理廃棄物ということの規定も含めて少し一度リサイクルに使われているようなものがあるのであれば、それはそれで資料としてもいただきたい。そのことを少しお願いしておきます。

委員：執行部、よろしいでしょうか。

執行部：整理させていただきますけれども、いわゆる特別管理廃棄物も含めて無害化処理の概念、それから特別管理廃棄物はどのようなものがあるか、それと認定リサイクル

製品、実際の製品の基準との違い、そこをどう区別されているのかという辺りを説明
させていただく資料ということでよろしいでしょうか。

委員：はい、お願いいたします。

委員：それでは、お願いします。それでは、委員以外の方は退室願います。